

令和3年8月から 食費・居住費(滞在費)の負担軽減の 判定基準と軽減内容が変わります

対象者の判定基準が変更となります



令和3年7月31日まで

利用者 負担段階	対象者	
	所得などの条件(※)	預貯金などの条件
第1段階	・生活保護受給者／ 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者	・預貯金、有価証券等の合計が単身で1,000万円以下であること。 (夫婦は2,000万円以下)
第2段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の方	
第3段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円を超える方	

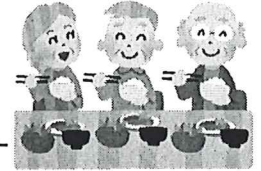
令和3年8月1日から

利用者 負担段階	対象者	
	所得などの条件(※)	預貯金などの条件
第1段階	・生活保護受給者／ 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者	・預貯金、有価証券等の合計が単身で1,000万円以下であること。 (夫婦は2,000万円以下)
第2段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の方	・預貯金、有価証券等の合計が単身で650万円以下であること。 (夫婦は1,650万円以下)
第3段階①	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	・預貯金、有価証券等の合計が単身で550万円以下であること。 (夫婦は1,550万円以下)
第3段階②	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円を超える方	・預貯金、有価証券等の合計が単身で500万円以下であること。 (夫婦は1,500万円以下)

※令和2年中の収入・所得に基づいて判定します。

※配偶者は世帯分離をしても含みます。

食費・居住費の軽減内容が変更となります



令和3年7月31日まで

利用者 負担段階	居住費（滞在費）				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 ※1	多床室	
基準費用額	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円	1,392円
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

令和3年8月1日から

利用者 負担段階	居住費（滞在費）				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 ※1	多床室	施設入所	ショート ステイ
基準費用額	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円	1,445円	1,445円
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※1 特別養護老人ホームとショートステイ（医療型を除く）を利用した場合は、（）内の金額となります

ご注意ください

更新手続きの際に**預貯金通帳等（定期預金を含む）の写し**

の添付が必要となります。

ご本人（及び配偶者）の預貯金通帳等のご用意をお願いいたします。

あらかじめ写しを用意される場合には

金融機関、口座番号、口座名義、申請日の直前から2か月前

までの残高の確認できるページの写しをご用意願います。